

# 平成 17 年度 第 4 回熊本県環境影響評価審査会

## 議事概要

### 1 日時

平成 17 年 11 月 21 日（月） 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで

### 2 場所

熊本テルサ 2 階「ひばり」

### 3 出席者

#### (1) 熊本県環境影響評価審査会

木田会長、石田委員、板楠委員、内山委員、古賀委員、高添委員、竹村委員、林委員、福田委員（委員 13 人中 9 人出席）

#### (2) 事務局（熊本県環境生活部環境政策課）

福留課長補佐、内東主幹、小田原主幹、河野主任主事

#### (3) 事業者等

（有）野澤産業 代表取締役 野澤 寿 他 4 名

#### (4) 傍聴者等

傍聴者 1 人、報道関係者 1 社

### 4 議題

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚最終処分場設置事業」環境影響評価準備書について

### 5 議事概要

#### (1) 事業及び環境影響評価の概要について

事務局（環境政策課）から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。

#### (2) 熊本県環境影響評価審査会意見（案）について

< 審議内容 >

#### 〔大気環境〕について

委員	「……予測及び評価すべき」ということは、準備書の中で修正されることになるのか。
事務局	この意見は準備書に対しての意見であるため、次の評価書で修正されることになる。
委員	「……予測及び評価すべきか検討する必要がある」となっているが、検討した結果、仮に予測評価が必要でないということになれば、評価書には生かされな

いということになるが。

事務局 その通り。この意見は、予測及び評価を行うか検討することをねらいとして取りまとめている。事業者がこの意見を受けて検討した結果、必要がないと判断した場合には、予測及び評価は行われなくなる。

委員 本審査会では、「予測及び評価すべきである」とするか、「予測及び評価すべきか検討すべきである」とするかも含めて審議頂きたい。

事務局 この審査会で「予測及び評価すべきである」となれば、評価書の中で意見を取り入れ修正されることになるのか。

事務局 評価書の中で意見に対する事業者の見解が出て、その中で事業者なりの考えが示され、考え方によっては予測及び評価まで至らない場合もある。アセスでは、意見を述べるまでであり、「……しなさい」とまでは言えない。

委員 従来から表現の仕方として、このように2つあったのか。

事務局 従来からである。

委員 いくつも「予測及び評価すべきか検討する必要がある」と出てくるが、やはり「……検討する必要がある」とすると、検討は以前からする必要があったわけで、意見としては「……すべきである」とした方が良いのではないか。

委員 この審査会が終わると、最終的には知事意見として出して、評価書が作成されるということになるため、この意見（案）を見ると全ての文章が、「検討する必要がある」「検討すべきである」といった表現である。この審査会で、どちらにするか決めていきたい。

委員 評価すべきとすると、検討の結果、明らかに予測評価の必要がない場合も必ずやらないといけなくなる場合もある。全ての場面で「評価すべきである」という強制が必要なのかということもある。

委員 先ほどの事務局の話であると、「検討する必要がある」でも「評価すべきである」であっても、どちらにしても事業者の見解に任せるということになる。

事務局 アセスでは意見を述べるまでであり、その意見に従いなさいとはいえない。結果として、意見を事業者がそのまま取り入れて、予測評価をする場合もあれば、事業者なりの考えを示して、予測評価をしない場合がありえるということを先ほど述べた。

委員 今回の意見に対する審査会への回答はどのような形になるのか。

事務局 評価書の段階では、審査会に意見を聴くという手続はないので、今回の意見が審査会としては最後となる。

委員 仮に意見で「評価すべきである」としても、審査会は意見を述べるだけという解釈に立つと、評価書においてその意見に対する対応がなされていなくても、仕方がないということになるのか。

事務局 評価書での事業者見解が納得のいくものであるか、なぜ評価を行わないのかを見ていかなければならない。

委員 誰が見るのか。

委員 公式には審査会に意見を聴く手続はないが、万が一評価書が出て不十分な場合、再度意見を述べることはできないのか。

事務局	条例上、評価書に対して、知事からの措置要請をだせることになっている。評価書を見て、十分知事意見が反映されていない場合、再度措置を要請できる。
委員	それは県がするのか。
事務局	条例の24条に、「評価書の措置要請等」という規定があり、「知事は評価書の送付があった場合において、評価書の内容について環境保全上必要があると認められるときは、事業者に対し必要な措置をとることを求めることができる」となっている。措置を出すまでには意見を出した委員と情報交換したうえで出すことになると考える。
委員	つまり、評価書に対する知事の要請を出す場合は、審査会の委員と話し合っ 出すということが良いのか。
事務局	流れとしてはそのようになる。
委員	意見を出したとしても審査会でフォローしなければ意味がないと思う。そのよ うな流れになることは理解できた。
委員	それでは、[大気環境]の 粉じん等 についてはこの表現でよいか、また内 容についての何か意見はないか。
委員	風向によって影響があるというのなら、「評価すべき」とした方がよいのでは ないか。
委員	実際このような問題が生じた場合、具体的に防ぐ手法があるのか。もしあれば この意見が生きてくる。
事務局	考えられる手法は、散水を強化する方法や風をよけるためのネットや植樹を設 けるなど考えられる。
委員	そのような手法があるのであれば、「評価すべきである」として、評価書にそ の手法を記載する方がよい。住民も安心する。
委員	対策も具体的に書きやすいということで、ここは「評価すべきである」とした い。
事務局	了解。
委員	次の 振動・振動 について意見はないか。
委員	騒音レベルがもっと高くなるとあるが具体的にはどこか。
事務局	準備書P176に測定地点3箇所あるが、NO2が非常に離れている。音源か ら考えれば、NO2から少し下がったところに人家があり、そこの方が音源か らは近いなど、色々見ていくとまだ近い地点が他にもある。
委員	それでは測定地点をまだ増やすということか。
事務局	その通り。
委員	それでは、この意見の通りでよいか。
他委員	了解。

#### [水環境]について

委員	今回安定型処分場ということで、一般的には浸出水についてあまり考えない が、井芹川はもともとの窒素の値が高いようだが、旧処分場の浸透水の水質値 はどこに記載されているか。
----	--

事務局	P 1 1である。
委員	この表現は分かりにくい。井芹川に比べてはるかに少ないということだが、井芹川の全窒素は6.84ppmであり、P 1 1ではH 7からの分析結果が記載されているが、全窒素については、1.9ppmなどで、このことから井芹川の値より低いということから、大丈夫であろうということでのよいのか。 P 3 0 4の評価結果では、旧処分場の水質調査データより、浸透水の水質と放流先の水路及び井芹川の水質は同程度と記載しているが、これを同程度と見るか、半分以下であると見るか、ということになる。そこから富栄養化の原因にはならないという考え方もできる。 安定型については現状では遮水シートを敷きなさいなどの決まりはない。付着している有機物の影響など考え出すと、なかなか事業が前には進めない。だから、このようなデータに基づいて、現時点では、「検討すべきである」という文章に止めて良いのではないか。
委員	地下水（2）については、観測井は「必要である」という意見ではないか。その上の文章から判断すれば、NO 1では影響は分からない。
委員	この意見は、「観測井が必要であるためそこで調査を行うこと」ということになるだろう。
事務局	了解。
委員	地下水の流向からは、井芹川への影響より、地下水への影響の方が大きいことになる。
委員	安定型の埋立という前提であるが、では、そのチェックはどうするのかという質問したら、搬入時に事業者が目視でチェックを行うということだった。これは事業者に対して失礼な言い方かもしれないが、非常に期間が長いということや事業者に一任していることから、どうしてもそのような緩みから色々な事件が起こる。これに対する県の調査など行政側のチェックというのはあるのか。
委員	一応、安定型は、埋めるものは決まっているということで、不法投棄とか放置などの問題もあるが、それを言い出すと大変であるが、県では定期的に調査を行っていると考えて良いのか。
事務局	県では、廃棄物に関しては廃棄物対策課が所管しており、出先に保健所がある。保健所で適宜立入検査を行い、情報収集を行っているはずである。
委員	同じ県だから事前にそのようなことも教えて頂きたい。
委員	埋立の産廃メーカーも、以前とは異なり、非常にキチッとルールを守っている。私は、別に廃棄物対策課の委員もしているが、そこでそのように聞いている。その辺りは、廃棄物対策課や保健所を信頼しお願いすることになるだろう。

#### [ 動物・植物・生態系 ] について

委員	補足になるが、動物の秋の調査については、9月であれば、我々の感覚であれば、夏である。今温暖化も進んでおり、9月でも非常に暑い。10月中旬以降の調査が必要である。 陸産貝類の調査については、最近特に外来種の問題がクローズアップされてい
----	---

る。特に、ここは色々なところから廃棄物を持ち込む場所であるから、きちんと調べておかないと後でモニタリングの時に困る。実際に生態系の中で陸産貝類がどうなっていたのかなど。

哺乳類の調査については、今回は非常に参考文献が少ない。事業地もそんなに広くないので、調査をしっかりとしないといけない。カヤネズミだけでなく、他にもいるはずである。

委員 この意見は、「再度検討し、必要があれば」という文言は削除した方がよいのではないか。

委員 最近新聞でサンショウウオだったと思うが、遺伝子から日本の種であることがわかったということを知った。外来種について全部遺伝子のレベルで調べるのか。

委員 質問の趣旨とは外れるかもしれないが、外来種も非常に多く、1円玉の1/10くらいの大きさの陸産貝類もいっぱい入ってきている。だから、我々の目の見えないところで生態系がどんどん変わってくる。特に今回様々な場所から色々な廃棄物を持ち込んでくる。それにくっついてくる可能性が非常に高い。そして、天敵がいらないため瞬間的にどっと増える。だから、基礎的なデータを探っておかないと後でモニタリングするときに困る。

委員 遺伝子レベルまでは調べる必要はないが、種類のなところは調べる必要があるということである。

委員 遺伝子レベルとなるとかなり専門的になるので、従来のアセスでもそのようなことまではされていないだろう。

委員 他の準備書を見ても陸産貝類の記述はたくさんある。むしろ、今後この事業が行われ、アセスを行い調査をすることで、詳しいデータが出てくるというメリットがある。ひいては、この事業がこの地の生態系を守るということにもなるというプラス面も出てくる。

委員 先ほどの委員の意見では、動物調査について調査して結果を記載すべきとするという文言にしたらという意見であったが、どうするか。

事務局 一般的にいうと、方法書は、これからアセスを実施するため計画書のようなもので、その中で、調査の方法について意見を頂く。その後、調査しその結果を基に準備書をまとめる。準備書は、いわばプレ評価書のようなもので、調査結果と予測評価結果が記載されている。今回はそれについて意見を頂いている。そのような中で、一概にはいえないが、一般的には予測評価のやり方の意見が主になるもので、再度調査が必要であるという意見については事務局としても取りまとめの際にいつも悩むところである。今回もそのような調査についての意見を頂いているが、方法書の時に頂いている意見もあるため、そこを踏まえ、見比べながら意見(案)としている。

委員 今の話は非常に難しいと思う。審査会の委員も替わり、委員によっても見方も変わる。方法書での調査方法をベースに準備書を作っているのも分かる。

委員 基本的なスタンスは、熊本市の道路でも、いざ工事段階で重要なホテルが発見され、ルートが変わった例がある。アセスの趣旨は、できる限り将来に禍根を

残さないように、後から問題が起こらないように未然に防ぐということである。この意見は非常にうまく書いてある。「必要があれば」というところゴシックにして強調して欲しいくらいである。方法書が終わり準備書に入っているわけだから文面はそのままで良いが、意見には入れておかないと、後で問題になったら困る。

- 委員  
各委員  
委員  
事業者  
委員  
委員  
事務局  
委員  
事務局  
委員  
委員  
事務局  
委員  
委員  
委員  
委員  
事務局
- それでは、動物の文面はこのままでよいか。  
了解。  
P264には、スズシロソウが確認された場合とあるが、実際自生地はあったのか。  
周辺部に自生地は確認されている。スズシロソウ自体が一般的な植物であるため、正確な位置や分布状況まで記録していないため、改めて位置や分布状況などを把握する調査を実施するという趣旨で記載している。少し言葉が不十分であった。  
気になる表現があるが、「移植」の文字は植物の場合はこれでよいが、動物の場合はこれではない。「移殖」という言葉を使う。  
発見されなかった場合となっているが、見つかったということによいか。  
意見をまとめた段階では、準備書の中では、代償措置が必要であるということ、自生地が確認された場合は良いが、されなかった場合の措置も検討すべきという趣旨であった。今の説明では、自生地があったということであるので、準備書にはそこまで記載しなさいという意見で良いか。  
文章の書き方である。次は評価書だからしっかり書いておかないといけない。文章については後日また相談する。  
捕獲される場合があった場合、実際どのようにすればよいのか。  
動物の習性や行動を考慮しながら工事関係者に対する動物への対応の仕方について記述をする。また、埋立作業時には周辺部の囲いに竹柵やネットフェンスを用いるなど動物の移動経路を極力遮断しないようにするなどとなるだろう。見つけ次第安全なところに確保するという記述もあるが、次は評価書だからもっと記載する必要がある。  
現在記載されている保全措置が十分でないため、この意見の部分まで考慮して記載するようにという意見であるか。  
その通り。  
植物(1)について文章が2種類あると思って良いのか。  
P286の20行目に、郷土樹種を用いることにより、外来種を防止することと記載があるが、実際は不可能である。不可能なことを記載している。外来種の侵入をできる限り極力抑えるということを記載しておくべきだ。  
植物(2) P276に土壤に含まれるシードバンクを有効に活用するとあるが、現地の土を使えば良いが、余所から土が入ってくるのであれば完全にシードバンクとはいいいきれない。  
(2)は3人の委員の意見をまとめている。基本的には既存の種を使うことという意見である。もともとあった土をシードバンクとして使うとあるが、足りな

委員	<p>い場合は他から持ってくるということで、他から持ってきた土にはどういう種が入っているか見えない。既存の土壌をシードバンクとして、既存の樹木が生えてくるということだけでなく、10年後を想定して、ある程度コントロールして復元しなければちゃんとしたものにはならない。その場合も事業地西側はまだ触られない植生があるため、その西側にも考慮した上で、新しい植栽も決めるべきであるという意見にまとめた。</p> <p>生態系の図にモグラなどでているが、もう少し文献を調べて食べるものに用心して書かないと、モグラが昆虫食など、ドキッとするような記載がある。またP282の図は小さい。もっと大きく書いて詳しく記載する必要がある。</p>
----	---

[ 景観・人と自然とのふれあいの活動の場 ] について

委員	<p>意見にないことであるが、切土・盛土を行うと、見た目だけでなく地形・地質が質的にも変わってくる。そのようなことから、地すべりなどが無いの心配である。そのような項目がどこにもない。意見として言ったが。この中に盛り込むのが難しいのか。円弧すべりしたりすると怖い。今の時点から細かい予測評価は必要ではないとしてもある程度は必要である。どこかに入れられないのか。</p>
事務局	<p>評価項目でいえば地形地質となるが、委員から頂いた意見は、盛り上げた後の安定が確保できるかどうかという意見である。</p> <p>どこに入れるか検討し、後日相談したい。</p>

配付資料

会議次第

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚最終処分場設置事業」に関する環境影響評価手続き等について

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚最終処分場設置事業」環境影響評価準備書  
(事前配付)

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚最終処分場設置事業」環境影響評価準備書に関する  
熊本県環境影響評価審査会意見(案)